

高 第 1011 号の 28
令和 2 年 12 月 28 日

各介護サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルスに感染した利用者に対するサービスの継続等
について（協力依頼）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、県内で多数の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること等に伴い、在宅で通所系、訪問系の介護サービスを利用している独居等の高齢者の方が感染した場合であっても、在宅で待機していただくケースが生じています。

現在、このようなケースが生じた際には、保健所や居宅介護支援事業所等とも相談いただきながら、各介護サービス事業所等で、引き続き、利用者の状況等に応じた介護サービスの継続等の対応に努めていただいているところですが、改めて、可能な限りの対応をいただきますよう要請いたしますので、御配慮の程、よろしく願いいたします。

なお、この際、必要となる支援の内容等に応じて、例えば、別添のとおり支援を行うことが可能です。あらかじめ御確認の上、必要に応じて活用を御検討いただきますようお願いいたします。

別添

必要となる支援の内容 (例)	対応事業所に対する県等の支援
<p>① 通所サービス利用者が感染して在宅待機となった場合に、<u>当該通所サービス事業所の職員が安否確認等を行う場合</u></p>	<p>○ 通所サービス事業所の職員が利用者に対して電話による安否確認、訪問によるできる限りのサービス提供(配食等)を実施した場合の介護報酬算定の特例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分(2時間以上3時間未満)で算定可 ※1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定可(ケアプランに位置付けられた提供時間相当報酬が上限)</p> </div> <p>○ 通所サービス事業所の職員が利用者宅を訪問して、できる限りのサービス提供した場合のかかり増し経費の補助</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>(例：通所介護通常規模型の場合) 補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：537千円/事業所〔補助率：10/10〕 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等 補助窓口：県(高齢政策課)又は政令・中核市介護保険担当課</p> </div>
<p>② 在宅待機となった利用者に対して訪問サービス(代替サービスを含む。)を継続する場合に、<u>衛生資材が不足する場合</u></p>	<p>○ 感染して在宅待機となった利用者に対して介護サービスを提供する際の、<u>必要な衛生資材(例：手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)の提供。</u></p> <p>※連絡先：下記連絡先記載の電話又は e-mail</p>
<p>③ 他の訪問サービス事業所等による<u>代替サービスを依頼する場合</u></p>	<p>○ 居宅介護支援事業所等による代替サービス確保を支援するため、<u>「兵庫県協ルスキーム」による代替サービス協力事業所リストの提供。</u></p> <p>URL: http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html</p> <p>○ 利用者に感染者が発生した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所等に対するかかり増し経費の補助</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>(例：訪問介護の場合) 補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：320千円/事業所〔補助率：10/10〕 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等 補助窓口：県(高齢政策課)又は政令・中核市介護保険担当課</p> </div>

※詳細や個別の事案等については、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】 高齢政策課介護基盤整備班
 電話(代表)：078-341-7711 内線 3107、2944、2945
 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

退院患者の介護施設における適切な受入
等について

計4枚（本紙を除く）

Vol.905

令和2年12月25日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和2年12月25日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

退院患者の介護施設における適切な受入等について

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準や退院患者の受入については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

感染拡大に伴い入院患者が増加しており、確保病床を最大限活用するため、退院患者の介護施設における適切な受け入れ促進を図るための留意点等を以下に示しますので、貴管内市町村及び介護施設に対して周知をお願いします。

記

1. 感染者等の退院患者の施設での受入について

- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている国内外の知見に基づき、以下のとおりとされている（イメージは別紙）。

【有症状者の場合】

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

【無症状病原体保有者の場合】

- ①検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査で24時間

以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。
(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 第4版より)

- 上記の有症状者、無症状病原体保有者のいずれの場合においても、①の場合については、検査は不要とされている。
- 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきている。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能とされている。(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて(再周知)」(令和2年11月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡))
- 上記の退院基準については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第22条の「病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない」ことに関する基準であり、上記事務連絡でもお示ししたとおり、これらを満たした場合は、感染性が極めて低いため、退院可能としているものである。
- 以上のとおり、検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受け入れを行うこと。
- なお、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)5において示しているとおり、施設系及び居住系サービス事業所において、本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- また、同様に、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサー

ビスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。

2. 人員基準等の柔軟な取扱いについて

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）」（令和2年12月25日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））

- また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等柔軟な取扱いを可能とすること。（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）」（令和2年12月25日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））

3. 要介護認定の取扱いについて

- 要介護認定の新規申請の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和2年4月27日付厚生労働省老健局老人保健課連名事務連絡）1において示しているところであるが、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能であること。

・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き 第4版より

【参考】 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

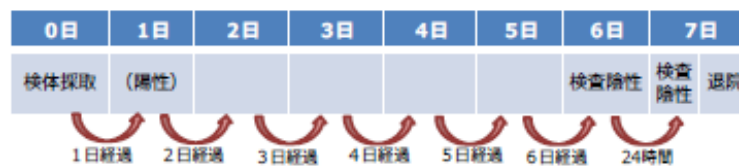


【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.906

令和2年12月25日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和2年12月25日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第17報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、人員基準等の柔軟な取扱いが可能か。

（答）

可能である。例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所（居）者を除いて算出することができる。

なお、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護においても同様である。

年末年始（12月29日～1月3日）における相談窓口

1 一般県民向け相談窓口

発熱症状がある場合等に診療・検査体制が整った地域の医療機関（発熱等診療・検査医療機関）を紹介する発熱等受診・相談センターを下記のとおり開設する。

<発熱等受診・相談センター連絡先一覧>

区分	相談窓口	受付時間	連絡先
県	兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター	24時間対応	078-362-9980 (FAX: 078-362-9874)
政令中核市	神戸市保健所	24時間対応	078-322-6250
	姫路市保健所	9時00分～17時00分	079-289-0055
	尼崎市保健所	9時00分～17時00分	06-4869-3015
	西宮市保健所	9時00分～17時00分	0798-26-2240
	あかし保健所	9時00分～20時00分 (上記以外で急ぎの場合は市役所代表)	078-918-5439 (078-912-1111)

年末年始感染防止 緊急呼びかけ

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、1週間平均で1日100人を超える状況が続いています。医療提供体制の崩壊を防ぎ、皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、今ここで、感染拡大を食い止めなければなりません。

家庭や職場、医療機関、社会福祉施設などで多くの患者が確認され、全国的にも感染が拡大傾向にあります。

年末年始を控え、出歩くことの多いシーズンです。緊急事態と認識して特に次のことに注意してください。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

兵庫県知事 **井戸敏三**

「5つの場面」に注意

感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」と、その後の自身の体調や行動に注意してください。

1 飲酒を伴う懇親会等



2 大人数や長時間に及ぶ飲食

3 マスクなしでの会話



4 狭い空間での共同生活

5 休憩室、喫煙所、更衣室等



外出自粛などの要請

- 東京、大阪など、**感染拡大地域への不要不急の往来を控え**てください。
特に**若者は注意**してください。
- できるだけ、不要不急の外出を控え**てください。
特に、**高齢者、基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控え**てください。
- 感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設**（接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の**利用を控え**てください。
- 飲食店を利用する場合は、**家族や介助者等を除き「4人以下の単位」**ごとになるようご協力をお願いします。
- 初詣、成人式などの**行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意**してください。

ウイルスを家庭に持ち込まない

ウイルスを家庭に持ち込まないために次のことに取り組みましょう。

- 毎日の**検温**など、ご自身の健康管理に留意
- 発熱など症状のある場合、通勤・通学を含め外出を控え、かかりつけ医など地域の身近な医療機関や、「発熱等受診・相談センター(保健所)」、「新型コロナ健康相談コールセンター」へ電話で相談
- 感染防止の基本となる**マスクの着用**、手洗い、身体的距離の確保、3密(密閉・密集・密接)の回避など、「ひょうごスタイル」の徹底
- 暖房使用時にも、換気や適度な保湿に留意
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用

職場

に持ち込まないために

次のことに取り組みましょう。

- 従業員への、職場(特に、食堂、休憩室、更衣室など)や寮のほか、飲み会等での感染防止対策徹底の呼びかけ
- 会社、施設等では、**検温**、**マスク着用**などを徹底
- 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議など、人との接触を減らす取組

医療機関、 社会福祉施設

に持ち込まないために

次のことに取り組みましょう。

- リスクが高い施設への出入り、**検温**、**マスク着用**など職員の行動や健康管理の徹底
- 委託業者等への注意喚起
- 原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛
- 感染が疑われる事案の発生時には、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所へ連絡・協力

飲食店での注意

飲食店の皆様には以下の協力をお願いします。

- Go To Eat 参加飲食店をはじめ、参加されない飲食店も、**パーティション**、**アクリル板**、テーブル等を利用し、家族や介助者等を除き「**4人以下の単位**」で
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底と「感染防止対策宣言ポスター」の掲示
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、テーブルやカウンターなど見やすいところへのQRコードの掲示

緊急要請

全国的な感染拡大の中、本県でも新規感染者が1週間平均で1日100人を超える状況が1ヶ月以上連続し、前週比でも増加しています。年末年始の医療体制は、元日でも39病院（530床程度）で受入が可能となっていますが、医療機関では厳しい状況が続いています。

皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、年末年始は静かに過ごすよう心がけ、特に次のことにご理解、ご協力をお願いします。

帰省の自粛

- 東京、大阪など、**感染拡大地域からの帰省はできるだけ控えてください。**

外出自粛等

- 東京、大阪など、**感染拡大地域への不要不急の往来を控えてください。**
- **できるだけ、不要不急の外出を控えてください。**
- 発熱など症状のある場合には、外出を控えるとともに、すぐに医師に電話で相談してください。
- **感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の利用を控えてください。**

年末年始の行事・イベント等

- **忘年会、新年会は、できるだけ控えてください。**
- 初詣は、**混雑する時期を避け、境内では長時間の滞在や大声での会話、飲食を控えてください。**
- 初詣、成人式などの**行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意してください。**

ウイルスの持ち込み防止

- 家庭や職場、医療機関、社会福祉施設等に**ウイルスを持ち込まないため、飲食などの行動や、検温、マスク着用などの健康管理を徹底してください。**

思いやり、支え合いの気持ちを

- 医療機関や救急搬送機関の負担が過重とならないよう、体調管理やケガ等に十分気を付けてください。
- 感染者はもとより、医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支え合いの気持ちを持ちましょう。